

高等教育の修学支援新制度において、適格認定（学業）において警告が連続した場合の取り扱いについて制度変更を行う予定です。経済的に厳しい状況にある生徒が進学を断念することがないように、周知等の御協力をお願いいたします。

事務連絡
令和5年3月3日

各地方公共団体（各都道府県、各市町村、各事務組合等）

公立学校に係る高等教育の修学支援新制度担当課 御中

各地方公共団体（各都道府県）

私立専門学校に係る高等教育の修学支援新制度担当課 御中

文部科学省 高等教育局 学生支援課

高等教育の修学支援新制度における適格認定（学業）において
警告が連続した者の再支援について（周知）

平素は高等教育行政に格別の御高配を賜り、誠にありがとうございます。

令和2年4月から、生活保護世帯や住民税非課税世帯及びそれに準ずる世帯の学生等を対象に、大学・短期大学・高等専門学校（4年生及び5年生）・専門学校に通う際の授業料等の減免と返済不要の給付型奨学金の支給を行う「高等教育の修学支援新制度」（以下、「新制度」という。）を実施しております。

さて、本制度では、一定の学業成績に達していることを支援継続の要件としており、学業成績における適格認定において2度連続して「警告」が行われると支援を受けることができなくなる仕組みとなっております。

一方で、本制度は、支援を受けた学生が大学等でしっかりと学んだ上で、社会で自立し、活躍できるようになることを目的としていることから、本制度の趣旨に照らして、一旦、警告の連続により支援を受けられなくなったとしても、修学を継続し、良好な学業成績を修めて修業年限までに卒業することを後押しするため、支援が受けられなくなった後の学業成績次第で、支援を再開させるよう制度を見直すことといたしました。

このため、現行規定を改め、2度目の「警告」が、GPA等が学部等における下位4分の1に属することのみによる場合には、翌期に「警告」相当の事由がなければ、再度支援を受けることを可能とするための措置を講ずることとします。

制度改正の概要は下記のとおりですので、本制度改正に関する学生等への周知等について、よろしくお願い致します。

なお、本件について、現在、省令改正に係るパブリックコメントを行っておりますが、省令改正が行われた際には、改めて通知します。

記

1. 給付奨学生及び授業料減免の適格認定（学業）に係る基準の改正（令和5年10月から実施）

現行の新制度においては、適格認定（学業）において2回連続で「警告」に該当する場合には、「廃止」となりますが、今回の制度改正により、令和5年10月以降に行われる適格認定（学業）においては、新たに「停止」の区分を設け、2回連続して「警告」となった場合のうち、2回目の「警告」の理由が、「GPA等が学部等における下位4分の1の範囲に属すること」（以下「GPA基準」という。）のみによる場合は「停止」とし、「停止」後最初の適格認定（学業）において、「警告」又は「廃止」に該当しない場合、次の学年（2年以下の課程・高専の場合は学年の半期）から再支援を可能とします。具体的な基準の改正内容については、別紙1をご参照ください。

2. 令和5年9月適格認定以前の適格認定において連続警告により廃止となった者の経過措置

現行の新制度においては、給付奨学金及び授業料等減免が「廃止」となった後の再申込は認められていませんが、上記1.の改正以前に「警告」の連続により「廃止」となった者のうち、2回目の「警告」がGPA基準のみであり、「廃止」の判定の適格認定（学業）の次の学年の学業成績等が、給付奨学金及び授業料等減免の適格認定基準における「継続」相当であった者については、令和5年4月以降の在学採用から再申込を可能とします（例えば、4年制大学において、令和3年度末にGPA基準のみで2回目の「警告」により「廃止」となり、令和4年度の学業成績等が適格認定基準における「継続」相当であった者の場合、令和5年4月に再申込が可能）。具体的な実施内容については、別紙2-1及び別紙2-2をご参照ください。

【本件問合せ先】

（制度全般及び授業料等減免に関すること）

文部科学省 高等教育局学生支援課 高等教育修学支援室

電話：03-5253-4111（代表）（内線 3958, 3280）

e-mail: koto-syugaku-chihou@mext.go.jp

※ お問合せは、メールにてお願いします。

（給付奨学金に関すること）

・申込・採用に関すること

独立行政法人日本学生支援機構

貸与・給付部採用課 採用係（特設電話）

電話：03-6636-6180（平日9時～18時15分）

FAX：03-6743-6669

・適格認定（学業）に関すること

独立行政法人日本学生支援機構

貸与・給付部奨学指導課 異動・補導係

電話：03-6743-6039（平日9時～18時15分）

FAX：03-6743-6673